

社会福祉法人蕨市社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

平成20年10月31日

規程第6号

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人蕨市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬等に関し必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員等とは、会長、常務理事及び監事（ただし、財務管理について識見を有する者に限る。）をいう。
- (3) 非常勤役員等とは、前号に定める者以外の役員等をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬を支給する。
 - (2) 常務理事については、前号に定める報酬のほか、期末手当、退職手当及び通勤手当を支給する。
 - (3) 前2号の規定にかかわらず、社会福祉法人蕨市社会福祉協議会職員給与規程（平成15年規程第3号。以下「給与規程」という。）の適用を受ける職員が常務理事を兼ねる場合は、給与規程に基づき給与等を支給し、報酬等は支給しない。
 - (4) 非常勤役員等については、報酬を支給しない。
 - (5) 非常勤役員等については、別に定める社会福祉法人蕨市社会福祉協議会役員等の費用弁償規程（平成15年規程第5号。以下「費用弁償規程」という。）に基づき、費用を弁償することができる。ただし、本会の職員及び蕨市に常勤する者については、費用弁償は行わない。
 - (6) 前号の規定にかかわらず、第2条第2号に規定される監事であっても、その職務のため、理事会及び評議員会に出席したときは、費用弁償規程に基づき費用を弁償することができる。
- 2 常務理事に対する期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）に在籍する者に支給する。
- 3 常務理事に対する退職手当は、埼玉県社会福祉事業共助会施行細則（以下「施行細則」という。）の定めに従い、この共助会に加入し、役員として円満に任期を満了、または

辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(派遣職員の報酬等に関する特例)

第4条 前条の規定にかかわらず、蕨市から公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(令和元年蕨市条例第18号。以下「条例」という。)に基づき派遣された役員等の報酬等については、条例第2条に規定する取決めに基づき支給する。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 期末手当については、別表2に定める算定式により算出された額に別表3に定める在籍期間割合を乗じて得た額
- (3) 退職手当については、施行細則で定める額
- (4) 通勤手当については、給与規程第13条の規定に準ずる額

2 常勤役員等が職務のため出張したときは、別に定める社会福祉法人蕨市社会福祉協議会職員等の旅費規程(平成15年規程第4号)に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、月額の場合は、毎月20日とし、年額の場合は、7月及び1月の20日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、給与規程に準じた日とする。
- (2) 期末手当については、6月及び12月とする。
- (3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1箇月以内に支給する。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則（平成20年10月31日規程第6号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月29日規程第6号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年5月30日規程第10号）

この規程は、平成29年6月21日から施行する。

附 則（令和2年3月24日規程第3号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表 1 常勤役員等の報酬

役 職	金 額
会 長	月額 40,000円
常務理事（注）	月額 150,000円
監 事（財務管理について識見を有する者に限る。）	年額 80,000円

（注）常務理事が職員給与規程の適用を受けない事務局長の職を兼ねる場合の報酬の金額は、月額200,000円とする。

別表 2 期末手当の算定式

支給月	算定式
6月	報酬月額×1箇月
12月	報酬月額×2箇月

別表 3 期末手当の在籍期間割合

在 職 期 間		割 合
基準日が6月1日である場合	基準日が12月1日である場合	
3箇月	6箇月	100分の100
2箇月15日以上3箇月未満	5箇月以上6箇月未満	100分の80
1箇月15日以上2箇月15日未満	3箇月以上5箇月未満	100分の60
1箇月15日未満	3箇月未満	100分の30